

平成21年6月1日から

# 道路交通法が一部改正になりました

## 飲酒運転に関する違反点が厳罰化されます

酒酔い運転・酒気帯び運転の違反点が表1のように厳罰化されます。違反点が15点以上で免許取消しとなるため、酒酔い運転0.25mg以上の酒気帯び運転は、過去1年以内の累積点が無くても免許取消しとなります。

(表1)

違反項目	改正前	改正後	処分
酒酔い運転	25点	35点	取消し
酒気帯び運転 (0.25mg以上)※1	13点	25点	取消し
酒気帯び運転 (0.25mg未満)※2	6点	13点	90日間の免許停止

※1 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.25mg以上

※2 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.15mg以上 0.25mg未満

## 刑法の危険運転致死傷罪に関する改正

刑法の危険運転致死傷罪に当たる行為が「危険運転致死(致傷)」として定められ、違反点数が引き上げられます。(表2)

改正前

改正後

(表2)

改正前	改正後	処分
危険運転致死傷罪に当たる行為 45点	危険運転致死 62点	取消し
	危険運転致傷	
	全治3月以上の負傷または後遺障害	55点 取消し
	全治30日以上3月未満の負傷	51点 取消し
	全治15日以上30日未満の負傷	48点 取消し
	全治15日未満の負傷	45点 取消し

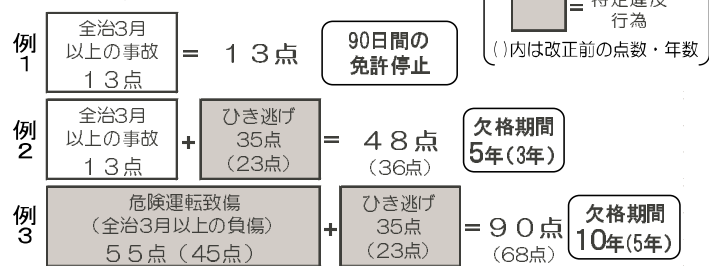
「危険運転致死傷」とは

- ・アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態で自動車等を走行させ人を死傷させた行為
- ・進行を制御することが困難な高速度で自動車等を走行させて人を死傷させたり、進行を制御する技能を有せずに自動車等を走行させて人を死傷させた行為
- ・人や車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車等の直前に進入したり、通行中の人や車に著しく接近し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車等を運転して人を死傷させた行為
- ・赤信号をことさら無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車等を運転して人を死傷させた行為

## ひき逃げ(救護義務違反)の違反点が厳罰化されます

ひき逃げの違反点が、従来の23点から35点へ引き上げられます。ただし、この点数は交通事故の違反点に加算される点なので、実際の違反点はさらに大きくなります。(事故点数例一例2)

### 〈事故点数例〉



## 免許を取り消された者の「欠格期間(免許試験を受けることができない期間)」の延長

酒酔い運転やひき逃げ等の悪質な違反(※特定違反行為)で免許を取り消された者の欠格期間が、これまでの「1年以上5年以下」から「3年以上10年以下」に延長されます。(表3)

※「特定違反行為」とは「運転殺人」「運転傷害」「危険運転致死傷」「酒酔い運転」「麻薬等運転」「救護義務違反」のことで、これら以外を「一般違反行為」と言います。

(表3)

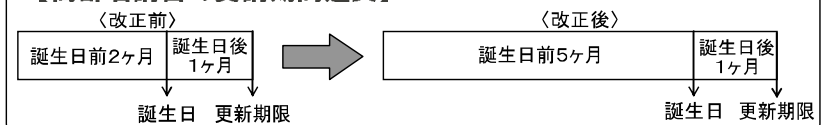
行特 定 違 為 反	欠格期間(前歴なし)							
	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
35点	40点	45点	50点	55点	60点	65点	70点	70点以上
39点	44点	49点	54点	59点	64点	69点	70点以上	70点以上

## 高齢者の免許更新に関する改正

- 75歳以上の運転者は、免許更新の際、「高齢者講習」の前に「講習予備検査(認知機能検査)」を受けなければなりません。その結果、記憶力や判断力が低下していることがわかった場合は医師による「臨時適性検査」を受けなければなりません。その結果、認知症と診断された場合や「臨時適性検査」を受検しなかったときは、免許の取消しや停止処分となります。

- 70歳以上の運転者が受けなければならない「高齢者講習」の受講期間が、従来の免許更新期限の「3ヶ月前」から「6ヶ月前」に延長されます。

### 【高齢者講習の受講期間延長】



### 【免許更新の流れ】

